令和4年10月17日 狛江市個人情報保護審議会 資料1

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート 【福祉政策課】

	諮報	問 事	項	(仮称) こまほっとみんなの家事業の実施に伴う電子計算機処理による記録項目の設定について		
				□①条例第8条第2項第6号 本人外収集	□②条例第12条第2項第4号 目的外利用	
根	拠	規	定	□③条例第13条第2項第4号 外部提供	■④条例第14条第2項 電子計算機処理による記 録項目の設定,追加又は 変更	
				□⑤条例第15条第1項第2号 電子計算機処理による結 合	⑥その他 ()	
主	ŕ	管	課	福祉保健部	福祉政策課	
事	務(か 名	称		における相談対応窓口・高齢者 活実態アセスメント及び安否確	
事	務(か 概	要	やかようをでしていて、	るにあたり、必要な個人情報を 切な支援の実施 電話、面接等により、総合的に 等の各種相談	

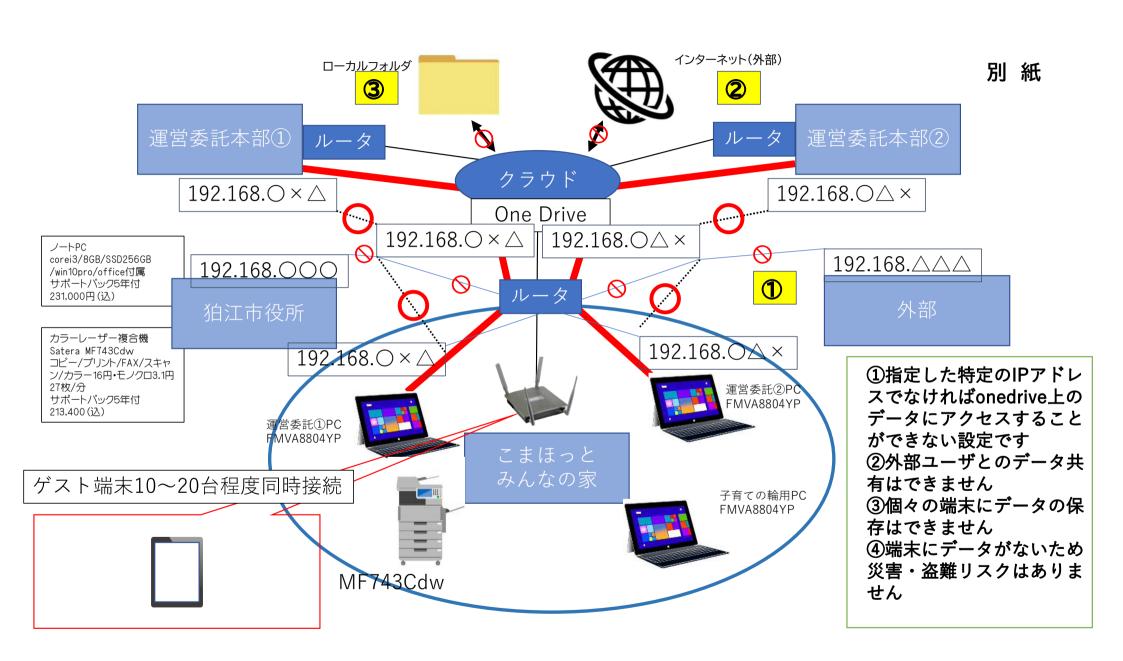
【福祉政策課】

アセスメントを行うこと。アセスメントの実施に当たって は、対象者への戸別訪問等適切な手段により実施する。 ウ 地域住民等から寄せられた見守りを要する高齢者(要支 接者)の安否情報を入手した場合は、その内容を確認し、必要があると認められる場合は戸別訪問、電話等により安 否確認を実施する。 3. 地域で孤立している方への支援 ア 一人暮らし高齢者等の孤立対策事業への参加・支援 狛江市高齢者信待防止・見守りネットワーク事業等の孤立対策事業において既に把握している当該事業の利用者のうち特に支援が必要と考えられる高齢者等を抽出し、ネットワーク構成組織・機関等と連携し、適切な手段を講じて支援が必要と考えられる高齢者等を抽出し、ネットワーク構成組織・機関等を連携し、適切な手段を講じて支援が必要と考えられる高齢者等を抽出し、ネットワーク構成組織・機関等を連携し、適切な手段を講じて支援した事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続して持たせる取租をする。 本お、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のある事業者に委託して行う予定である。 本お、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のある事業者に委託して行う予定である。 本お、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のある事業者に委託して行う予定である。 本は、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のある事業者に委託して行う予定である。 本は、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のある事業者に委託して行う予定である。 本は、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のある事業者に委託して行う予定である。 本籍の事は、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、	は、対象者への戸別訪問等適切な手段により実施する。 ウ 地域住民等から寄せられた見守りを要する高齢者(要支援者)の安否情報を入手した場合は、その内容を確認し、必要があると認められる場合は戸別訪問、電話等により安否確認を実施する。 3. 地域で孤立している方への支援 ア 一人暮らし高齢者等の孤立対策事業への参加・支援 狛江市高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業等の孤立対策事業において既に把握している当該事業の利用者のうち特に支援が必要と考えられる高齢者等を抽出し、ネットワーク構成組織・機関等と連携し、適切な手段を講じて支援すること。 イ 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭への支援 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを
ウ 地域住民等から寄せられた見守りを要する高齢者(要支援者)の安否情報を入手した場合は、その内容を確認し、必要があると認められる場合は戸別訪問、電話等により安否確認を実施する。 3. 地域で孤立している方への支援 ア 一人暮らし高齢者自存防止・見守りネットワーク事業等の孤立対策事業において既に把握している当該事業の利用者のうち特に支援が必要と考えられる高齢者等を抽出し、ネットワーク構成組織・機関等と連携し、適切な手段を講じて支援すること。 イ 地域子育て支援拠点事業を利用したくでも利用できない家庭に公支援・公・大きを講じて支援が高事業を利用したくでも利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続して持たせる取組をする。 本 北域子育て支援拠点事業を利用したくでも利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続して持たせる取組をする。 本 本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のある事業者に委託して行う予定である。 令和5年2月から 中間100件 □収集する個人情報の項目 □収集まるの事業を表示していると、クラウドストレージ(別加工は変更をする電子計算機処理の概要】 ・ 現場では、「単独展」 □収集 □収入 □ ・ 「単独展」 □収集 □ 「単独展」 □収入 □ ・ 「単独展」 □収集 □ □ □収集 □ □ □ □	ウ 地域住民等から寄せられた見守りを要する高齢者(要支援者)の安否情報を入手した場合は、その内容を確認し、必要があると認められる場合は戸別訪問、電話等により安否確認を実施する。 3. 地域で孤立している方への支援 ア 一人暮らし高齢者等の孤立対策事業への参加・支援 狛江市高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業等の孤立対策事業において既に把握している当該事業の利用者のうち特に支援が必要と考えられる高齢者等を抽出し、ネットワーク構成組織・機関等と連携し、適切な手段を講じて支援すること。 イ 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭への支援 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを
必要があると認められる場合は戸別訪問、電話等により安	必要があると認められる場合は戸別訪問、電話等により安 否確認を実施する。 3. 地域で孤立している方への支援 ア 一人暮らし高齢者等の孤立対策事業への参加・支援
不確認を実施する。 3. 地域で孤立している方への支援 ア 一人暮らし高齢者等の孤立対策事業への参加・支援 狛江市高齢者信待防止・見守りネットワーク事業等の孤立対策事業において既に把握している当該事業の利用者のうち特に支援が必要と考えられる高齢者等を抽出し、ネットワーク構成組織・機関等と連携し、適切な手段を講じて支援すること。 イ 地域子育で支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭への支援 地域子育で支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続して持たせる取組をする。 本お、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のある事業者に委託して行う予定である。 本お、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のある事業者に委託して行う予定である。	否確認を実施する。 3. 地域で孤立している方への支援 ア 一人暮らし高齢者等の孤立対策事業への参加・支援 狛江市高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業等の孤立対策事業において既に把握している当該事業の利用者のうち特に支援が必要と考えられる高齢者等を抽出し、ネットワーク構成組織・機関等と連携し、適切な手段を講じて支援すること。 イ 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭への支援 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを
3. 地域で孤立している方への支援 ア 一人暮らし高齢者等の孤立対策事業への参加・支援 狛江市高齢者宣待防止・見守りネットワーク事業等の孤立対策事業において既に把握している当該事業の利用者の うち特に支援が必要と考えられる高齢者等を抽出し、ネットワーク構成組織・機関等と連携し、適切な手段を講じて 支援すること。 イ 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない 家庭への支援 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない 家庭への支援 地域子育で支援拠点事業を利用したくても利用できない 家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを 継続して持たせる取組をする。	3. 地域で孤立している方への支援 ア 一人暮らし高齢者等の孤立対策事業への参加・支援 狛江市高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業等の孤立対策事業において既に把握している当該事業の利用者のうち特に支援が必要と考えられる高齢者等を抽出し、ネットワーク構成組織・機関等と連携し、適切な手段を講じて支援すること。 イ 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭への支援 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを
アー人暮らし高齢者等の孤立対策事業への参加・支援	ア 一人暮らし高齢者等の孤立対策事業への参加・支援 狛江市高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業等の孤 立対策事業において既に把握している当該事業の利用者の うち特に支援が必要と考えられる高齢者等を抽出し、ネッ トワーク構成組織・機関等と連携し、適切な手段を講じて 支援すること。 イ 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない 家庭への支援 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない 家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを
加江市高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業等の孤立対策事業において既に把握している当該事業の利用者のうち特に支援が必要と考えられる高齢者等を抽出し、ネットワーク構成組織・機関等と連携し、適切な手段を講じて支援すること。 イ 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭への支援 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続して持たせる取組をする。 本お、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のある事業者に委託して行う予定である。 本お、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のある事業者に委託して行う予定である。 本お、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のある事業者に委託して行う予定である。 本部、毎月のおの事業のある事業のである。 本部の事項 (保有個人情報の項目) 目的外利用する (保有個人情報の項目) 日の計算項目に設定する (保有個人情報の項目) 日の計算項目に変更する (保有個人情報の項目) 日の計算項目に変更する (国籍 (日本) 日本) 日本) 日本) 日本) 日本) 日本) 日本) 日本) 日本)	 狛江市高齢者虐待防止・見守りネットワーク事業等の孤立対策事業において既に把握している当該事業の利用者のうち特に支援が必要と考えられる高齢者等を抽出し、ネットワーク構成組織・機関等と連携し、適切な手段を講じて支援すること。 イ 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭への支援 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを
立対策事業において既に把握している当該事業の利用者のうち特に支援が必要と考えられる高齢者等を抽出し、ネットワーク構成組織・機関等と連携し、適切な手段を講じて支援すること。 イ 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭への支援 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続して持たせる取組をする。 本お、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のある事業者に委託して行う予定である。 実 施 時 期 令和5年2月から 件 数 年間100件 □収集する個人情報の項目 □記録項目に設定する □記録項目に設定する □記録項目に設定する □記録項目に追加する □記録項目に設定する □記録項目に遵加する □記録項目に遵加する □記録項目に追加する □記録項目に遵加する □記録項目に遵加する □記録項目に遵加する □記録項目に過加する □記録項目に改定する □記録項目に設定する □記録項目の設定する電子計算例の設定、追加又は変更をする電子計算機処理の概要 ・ 本部との特徴 ・ 国内の政策・ 国内政策・ 国际政策・	立対策事業において既に把握している当該事業の利用者の うち特に支援が必要と考えられる高齢者等を抽出し、ネットワーク構成組織・機関等と連携し、適切な手段を講じて 支援すること。 イ 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない 家庭への支援 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない 家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを
うち特に支援が必要と考えられる高齢者等を抽出し、ネットワーク構成組織・機関等と連携し、適切な手段を講じて支援すること。 イ 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続して持たせる取組をする。 本お、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のある事業者に委託して行う予定である。 本お、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のある事業者に委託して行う予定である。 本お、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のある事業者で委託して行う予定である。 本お、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のある事業者である。 本部 年間100件 「収集する個人情報の項目 「回的外利用する」 保有個人情報の項目 「記録項目に設定する」 保有個人情報の項目 「記録項目に設加する」 保有個人情報の項目 「記録項目に選加する」 保有個人情報の項目 「記録項目に選加する」 保有個人情報の項目 「記録項目に選加する」 日本語・「単加 日本語・ 「単加 日本語・「単加 日本語・ 「単加 日本語・ 「	うち特に支援が必要と考えられる高齢者等を抽出し、ネットワーク構成組織・機関等と連携し、適切な手段を講じて支援すること。 イ 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭への支援 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを
トワーク構成組織・機関等と連携し、適切な手段を講じて 支援すること。 イ 地域子育で支援拠点事業を利用したくても利用できない 家庭への支援 地域子育で支援拠点事業を利用したくても利用できない 家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを 継続して持たせる取組をする。 なお、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のあ る事業者に委託して行う予定である。 李和5年2月から 中間100件 「収集する個人情報の項目 「日的外利用する」 保有個人情報の項目 「日的外利用する」 保有個人情報の項目 「日的外利用する」 保有個人情報の項目 「日前別番目に変更する」 保有個人情報の項目 「記録項目に適加する」 記録項目に変更する 「記録項目に変更する」 保有個人情報の項目 「一職服歴」 「製族関係」 「学歴」 「学歴」 「学歴」 「学歴」 「学歴」 「学歴」 「学歴」 「学歴	トワーク構成組織・機関等と連携し、適切な手段を講じて 支援すること。 イ 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない 家庭への支援 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない 家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを
支援すること。	支援すること。 イ 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭への支援 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを
イ 地域子育で支援拠点事業を利用したくでも利用できない家庭への支援 地域子育で支援拠点事業を利用したくでも利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続して持たせる取組をする。	イ 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない 家庭への支援 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない 家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを
家庭への支援 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない 家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを 継続して持たせる取組をする。 なお、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のあ る事業者に委託して行う予定である。 実 施 時 期 令和5年2月から 件 数 年間100件 □収集する個人情報の項目 □自的外利用する □外部提供する □記録項目に設定する □記録項目に設定する □記録項目に追加する □記録項目に適更する □記録項目に変更する □記録項目に変更する □記録項目に変更する □記録項目に変更する □記録項目に変更する □記録項目に適更する □記録項目に追加で変更する ■検験状態 ■家族状況 ■職業 □対歴 □学歴 □学歴 □学歴 □学歴 □学歴 □学歴 □学歴 □学歴 □学歴 □学	家庭への支援 地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない 家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを
地域子育で支援拠点事業を利用したくでも利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続して持たせる取組をする。	地域子育て支援拠点事業を利用したくても利用できない 家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを
家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続して持たせる取組をする。	家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを
なお、本事業は市内に事業所を有し、市とも取引実績のある事業者に委託して行う予定である。 実施時期令和5年2月から 供数年間100件 「収集する個人情報の項目 「目的外利用する」 「外部提供する」 「記録項目に設定する」「記録項目に設定する」「記録項目に追加する」 「記録項目に変更する」 「記録明書を「国籍」を映水態」「製体の特徴」「対策を関係」「対策を関係」「対策を関係を関係」で変更をする。 「本籍」「国籍」「生年月日」「生命」「大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大	継続して持たせる取組をする。
本	
本	
### ### ############################	
世 数 年間100件 □収集する個人情報の項目 □目的外利用する □外部提供する ■記録項目に設定する □記録項目に追加する □記録項目に変更する 基 本 的 事 項 心 身 の 状 況 家 族 状 況 等 社 会 生 活 □識別番号 ■氏名 □本籍 □国籍 □病歴 ■親族関係 □学歴 □学業 □生年月日 ■年齢 □身体の特徴 □済格 □賞罰 □性別 ■住所 ■電話番号 ■身体の特徴 □が関 □成績 □評価 ■電話番号 ■するの で □対税状況 □趣味 □四座情報 □ 収入 □口座情報 □ 収入 □口座情報 □ 収入 □口座情報 □ 収入 □は別 □ において委託先の事業者等が本人からヒアリングした相談内容を電子計算機処理による記録項目の設定、追加又は変更をする電子計算機処理の概要】 拠点において委託先の事業者等が本人からヒアリングした相談内容を電子計算ソフトに記録したものを、クラウドストレージ (Microsoft 社 OneDrive) を使用して法人本部との間でデータの共	
□収集する個人情報の項目	実 施 時 期 令和5年2月から
□目的外利用する □外部提供する ■記録項目に設定する □記録項目に追加する □記録項目に変更する 基本的事項心身の状況家族状況等社会生活 □識別番号■氏名 □本籍□国籍□病歴□親族関係□学歴□学業□学歴□学業□生年月日■年齢□身体の特徴□婚姻□資格□賞罰□成績□評価■財産□収入□対値別■住所■電話番号■電子メールアドレス□口座情報 その他の項目 「記録項目の設定,追加又は変更をする電子計算機処理の概要」拠点において委託先の事業者等が本人からヒアリングした相談内容を電子計算機処理による記録項目の設定,追加又は変更をする電子計算機処理の概要】拠点において委託先の事業者等が本人からヒアリングした相談内容を電子計算機処理による記録項目の設定,追加又は変更をする電子計算機処理の概要】拠点において委託先の事業者等が本人からヒアリングした相談内容を電子計算機処理による記録項目の設定,追加又は変更をする電子計算機処理の概要】 「記録項目の設定,追加又は変更をする電子計算機処理の概要】 「記録項目の設定,追加工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	件 数 年間100件
□外部提供する □記録項目に設定する □記録項目に変更する 基本的事項 心身の状況 家族状況等 社 会 生 活 □識別番号 ■氏名 □本籍 □国籍 ■病歴 ■親族関係 □学歴 □学業 □学業 □生年月日 ■年齢 ■身体の特徴 ■婚姻 □原稿 □収入 □成績 □評価 ■記話番号 ■日子メールアドレス □中座情報 □の座情報 □の 他の項目 【記録項目の設定,追加又は変更をする電子計算機処理の概要】	□収集する個人情報の項目
■記録項目に設定する □記録項目に変更する 基本的事項心身の状況家族状況等社会生活 □識別番号■氏名 □本籍□国籍□性別■住所□電話番号 □性別■住所□電話番号 □電子メールアドレス□口座情報 その他の項目 【記録項目の設定,追加又は変更をする電子計算機処理の概要】 拠点において委託先の事業者等が本人からヒアリングした相談内容を電子計算火フトに記録したものを、クラウドストレージの提加又は変更を使用して法人本部との間でデータの共	
□記録項目に追加する □記録項目に変更する 基 本 的 事 項 心 身 の 状 況 家 族 状 況 等 社 会 生 活 □識別番号 ■氏名 □健康状態 □家族状況 □職歴 □学歴 □学業 □学歴 □学業 □性別 □性別 □性別 □が付 □が	
□記録項目に変更する 基 本 的 事 項 心 身 の 状 況 家 族 状 況 等 社 会 生 活 □識別番号 ■氏名 □本籍 □国籍 ■病歴 ■親族関係 □学歴 □学業 □生年月日 ■年齢 ■身体の特徴 ■婚姻 □資格 □賞罰 □性別 ■住所 ■電話番号 ■財産 ■収入 ■電子メールアドレス □対税状況 □趣味 ■では、一部税状況 □趣味 ■では、一部税状況 □趣味 ■では、一部税状況 □趣味 ■では、一部税状況 □が表別であります。 「記録項目の設定、追加又は変更をする電子計算機処理の概要】 地点において委託先の事業者等が本人からヒアリングした相談内容を電子計算機処理による記録項目の設定、追加又は変更をする電子計算機処理の概要】 「他において委託先の事業者等が本人からヒアリングした相談内容を電子計算ソフトに記録したものを、クラウドストレージ(Microsoft 社 OneDrive)を使用して法人本部との間でデータの共	
基 本 的 事 項 心身の状況 家族状況等 社 会 生 活 □識別番号 ■氏名 □本籍 □国籍 ■病歴 ■親族関係 □学歴 □学業 □生年月日 ■年齢 ■身体の特徴 ■婚姻 □資格 □賞罰 □性別 ■住所 ■電話番号 ■財産 ■収入 □和税状況 □趣味 □で情報 ■公的扶助 そ の 他 の 項 目 【記録項目の設定,追加又は変更をする電子計算機処理の概要】 拠点において委託先の事業者等が本人からヒアリングした相談内容を電子計算ソフトに記録したものを、クラウドストレージ(Microsoft 社 OneDrive)を使用して法人本部との間でデータの共	
□識別番号 ■氏名 □本籍 □国籍 □生年月日 ■年齢 □性別 ■住所 ■電話番号 ■電子メールアドレス □口座情報 その他の項目 【記録項目の設定,追加又は変更をする電子計算機処理の概要】 拠点において委託先の事業者等が本人からヒアリングした相談内容を電子計算火フトに記録したものを、クラウドストレージ(Microsoft社OneDrive)を使用して法人本部との間でデータの共	
□生年月日 ■年齢 □性別 ■住所 ■電話番号 ■電子メールアドレス □口座情報 その他の項目 【記録項目の設定,追加又は変更をする電子計算機処理の概要】 ・拠点において委託先の事業者等が本人からヒアリングした相談内容を電子計算機の理による記録項目の設定,追加又は変更をするで、クラウドストレージ(Microsoft社 OneDrive)を使用して法人本部との間でデータの共	
□性別 ■電話番号 ■電子メールアドレス □口座情報 その他の項目 【記録項目の設定,追加又は変更をする電子計算機処理の概要】 拠点において委託先の事業者等が本人からヒアリングした相談内容を電子計算火フトに記録したものを、クラウドストレージ(Microsoft社OneDrive)を使用して法人本部との間でデータの共	□本籍 □国籍 ■病歴 ■親族関係 □学歴 □学業
■電話番号 ■電子メールアドレス □口座情報 その他の項目 【記録項目の設定,追加又は変更をする電子計算機処理の概要】 拠点において委託先の事業者等が本人からヒアリングした相談内容を電子計算機の理による記録項目の設定,追加又は変更をするで、クラウドストレージ(Microsoft社OneDrive)を使用して法人本部との間でデータの共	
■電子メールアドレス □口座情報 その他の項目 【記録項目の設定,追加又は変更をする電子計算機処理の概要】 地点において委託先の事業者等が本人からヒアリングした相談内容を電子計算機の理による記録項目の設定,追加又は変更をするで、クラウドストレージ(Microsoft社 OneDrive)を使用して法人本部との間でデータの共	
□□座情報 その他の項目 【記録項目の設定,追加又は変更をする電子計算機処理の概要】 拠点において委託先の事業者等が本人からヒアリングした相談内容を電子計算ソフトに記録したものを、クラウドストレージ(Microsoft社OneDrive)を使用して法人本部との間でデータの共	
その他の項目 【記録項目の設定,追加又は変更をする電子計算機処理の概要】	
【記録項目の設定、追加又は変更をする電子計算機処理の概要】 趣点において委託先の事業者等が本人からヒアリングした相談内 容を電子計算ソフトに記録したものを、クラウドストレージ (Microsoft 社 OneDrive) を使用して法人本部との間でデータの共	
電子計算機処理による記録項目の設定, 追加又は変更 拠点において委託先の事業者等が本人からヒアリングした相談内容を電子計算ソフトに記録したものを、クラウドストレージ (Microsoft 社 OneDrive) を使用して法人本部との間でデータの共	
電子計算機処理による記録項目の設定、 容を電子計算ソフトに記録したものを、クラウドストレージ (Microsoft 社 OneDrive) を使用して法人本部との間でデータの共	拠点において季託牛の事業者等が木人からヒアリングした相談内
台記録項目の設定, 追加又は変更 (Microsoft 社 OneDrive) を使用して法人本部との間でデータの共	電子計算機処理により変を電子計算ソフトに記録したものを、クラウドストレージ
	る記録項目の設定, (Microsoft 社 OneDrive) を使用して決し木部との間でデータの共
	16 /III V / 工 ②
データの共有に当たっては、センシティブな個人情報を取り扱うた	データの共有に当たっては、センシティブな個人情報を取り扱うた

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

【福祉政策課】

					め以下のとおり同サービスを利用することにより情報漏洩リスクに
					対応するものとなる。①固定 IP アドレスのみによるアクセス制限、
					②外部共有の禁止、③ローカルフォルダとの同期制限、④盗難リス
					クへの対応(別紙参照)
そ	の	他	資	料	別紙
/ - -				-17 .	
備				考	



令和4年 10 月 17 日 狛江市個人情報保護審議会 資 料 2

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

【高齢障がい課】

					令和4年度狛江	市高齢者物価高	騰対策給付金の給付事業	の実施	
	諮	問	事	項	に伴う保有個人	用、外部提供、目的外利	用及び		
	報	告	尹	垻	外部提供に伴う通知の要否並びに電子計算機処理による記				
					目の設定につい	T			
					□①条例第8条	第2項第6号	■②条例第12条第 2 項第	94号	
					本人外収集		目的外利用		
					7 7 7 7 7 7 7 7		■ <a>④条例第14条第2項		
					■③条例第13条	第1項第4号	電子計算機処理に	トス記	
根	拠	:	規	定	外部提供	M17.8M14.0	録項目の設定、追		
110	1)	,	小 正	Æ			変更	/II 人 (み	
					 □⑤条例第15条	笠1百笠9只	友义		
						処理による結	⑥その他 ()	
					电丁訂异機 合	処理による症)	
		t a t a					and the same		
主		管		課		福祉保健部高	易齢障がい課 		
事	務	\mathcal{O}	名	称	令和4年度狛江	市高齢者物価高	騰対策給付金の給付事業		
							影響の長期化に加え、物		
					が継続する中、	これまで市の給	付金等の支援対象となっ	てこな	
事	務	\mathcal{O}	概	要	かった65歳以上	の高齢者に対し	、生活・暮らしの支援を	行う観	
					点から、ひとり1万円の給付を行うものです。				
実	施	١	時	期	令和4年11月1	日から令和5年	3月31日まで (予定)		
件				数	対象者数	約20,000	/ 牛		
■目	的外利	月用す	る保存	有個ノ	人情報の項目				
基	本	的	事	項	心身の状況	家族状况等	社 会 生	活	
□譄	別番号	<u> </u>	氏名		□健康状態	□家族状況	□職業 □職歴		
□本	籍		国籍		□病歴	□親族関係	□学歴 □学業		
■生	年月日]年齢		□身体の特徴	□婚姻	□資格 □賞罰		
■性	三別		住所				□成績 □評価		
□電	話番号	<u>.</u>					□財産 □収入		
□電	・ 子メー	-ルア	・ドレン	ス			□納税状況 □趣味		
	座情報	<u> </u>					□公的扶助		
そ	の他	<u> </u>	項	目					
				TE	 的外利用をする	1. 住民基本行	計帳事務		
				個	人情報取扱事務	2. 狛江市特別	川定額給付金給付事務		
					(提供元の事務)		度及び令和4年度住民税	非課税	
)名称		対する臨時特別給付金支約		
					<u>- 17 </u> 的外利用をする		- /	/-	
目的	J外利用	1			人情報取扱事務	1. 市民課			
					(提供元の事務)		部特別定額給付金対策的	宦	
					:行う組織の名称	3. 福祉政策	课		
				_	的外利用の理	(理由, 方法等	生)		
				1 -	1,方法等	【目的外利用の			
					· , ルロサ	<u> </u>	<u> </u>		

			・	等座38に「齢な対の変る確すのが方価9記者給引び臨いをたのの号よ「者困しで動も認る事あ法高月録を付定令時る抽対迅登。る「物難、あにの書た務る】騰30さ抽金額和特振出象速録じ特「価に速りよ」をめで、「対印れ出対給4別込」者	か等下定 高直や、るに使の使 策時て 策付年給口 につに「給 騰面か法影該用基用 給点い 室金度付座 つ確関法は 対しに第響当し礎し 付にる 及支住金情 い実す法に 第で生11をすたとた 金お者 び給民に報 て	をようとは、治い活条緩るプすロシいの、福事税おと、はなるとは、給い活条緩るプすロスでう、祉務非い突、実法い該、付る・の和給ッる座スでう、祉務非い突、施律う当、金65暮「す付シ情情ムの、、策び税取し、該の(。しを歳ら経るでユ報報には、の、なりな、物以し済たあ型とをに住ち、課に世、、口た令)な、物以し済たあ型とを
			座情報を高齢 ² 件確認書に印 ²		態 別	刊並又和安
■外部提供する保	有個	人情報の項目				
基本的事	項	心身の状況	家族状况等	社	会	生 活
□識別番号■氏名□本籍□生年月日□年齢■性別■住所■電話番号■電子メールアドレ□口座情報	ス	□健康状態 □病歴 □身体の特徴	□家族状況 □親族関係 □婚姻	□□職業 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	業 罰 価 入
その他の記録項	頁目				-	
外部提供先の概要	支ま世ク	給業務、子育で† た、狛江市におい 帯等に対する臨	・封緘業務の委託 世帯給付金業務等 いても令和3年度 寺特別給付金の実 株式会社綜合キャ	において 及び令和 績があり	都内複数 4年度信 、プライ	めの区市で、 住民税非課税 イバシーマー

	【局節陣27.6、珠】
	2 システム構築及び対象世帯の抽出、確認及び選定については、
	平成27年度及び平成28年度の臨時福祉給付金業務、平成31年度プ
	レミアム付商品券業務、令和2年度の特別定額給付金の給付業務
	並びに令和3年度及び令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨
	時特別給付金業務で使用したシステムを構築した実績があり、狛
	江市で基幹系システムの委託を請け負っている株式会社内田洋行
	と随意契約を行う予定である。
	7
	■紙媒体
外部提供の形態	■電磁的記録媒体
.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	□その他の媒体
	(具体的な形態)
	(理由,方法等)
	1 窓口業務、封入・封緘業務の委託に関する保有個人情報の外部
	提供について
	高齢者物価高騰対策給付金の給付事業は、新型コロナウイルス
	感染症の影響の長期化に加え、物価高騰が継続する中、これまで
	市の給付金等の支援対象となってこなかった65歳以上の高齢者に
	対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から臨時で行う事
	業であり、職員は全て他部署との兼務であることから、人員の面
	から全ての業務を職員のみで行うことは現実的に難しい状況であ
	る。そのため、親切かつ丁寧な給付の実現を図るため、平成27年
	度及び平成28年度に実施した臨時福祉給付金事業、平成31年度プレ
	ミアム付商品券事業、令和2年度特別定額給付金事業並びに令和3
	年度及び令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
	事業と同様に、専門的な手法を有する民間オペレータに給付に関
外部提供の理由,	する窓口業務を委託する予定である。当該業務委託に伴い、高齢
方法等	者物価高騰対策給付金システムを当該窓口業務で使用するため、
7714	受託業者に高齢者物価高騰対策給付金の給付事業の対象者の保有
	文記案名に同節名物画同應対象相内霊の相内事業の対象名の保有 個人情報を外部提供する。
	また、本事業の対象世帯数は、約20,000件程度を想定してお
	り、全ての方への発送業務を職員のみで行うことは困難であるこ
	とから、封入・封緘業務を外部委託する予定である。当該委託事
	業に伴い、対象者の保有個人情報(氏名・住所・振込先金融機関
	口座情報)が書かれた65歳以上の高齢者に対する高齢者物価高騰
	対策給付金要件確認書・支給案内書を外部提供する。
	2 高齢者物価高騰対策給付金システムによる対象世帯の抽出、確
	認及び選定に関する保有個人情報の外部提供について
	高齢者物価高騰対策給付金支給事業の対象者の抽出及び選定作
	業については、専門的な知識を要することから、当該システムを
	構築した受託業者がサポートをする必要があるため、当該受託業
	者に対し、対象者の保有個人情報の外部提供をする。
	ID及びパスワードを設定し、庁内ネットワークから独立させて
外部提供先での個	いる。また、封入・封緘業務に当たっては、高齢者物価高騰対策給
人情報の管理の方	付金要件確認書・支給案内書等を施錠できる場所で保管している。

高齢者物価高騰対策給付金システムの構築業者については, 市職

員が立会いの下、対象者の選定作業を行っており、更に外部への保

法

			有個人情報の漏えいを防止している。			
		個人情報の保護については、狛江市個人情報保護条例(以下「条				
外部提	供する条	例」という。) の遵守を徹底させ、委託契約の中で厳密な取扱いを求				
件	件		めるとともに、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を取り交わす			
		こと。				
			(理由)			
			1 条例第12条第5項の規定の趣旨は、目的外利用される保			
			有個人情報の本人に対し、自己情報コントロール権の保障及			
			び当該権利行使の機会の作出をすることにある。			
			, , = ,			
	目的外利	= =				
	用用	— <i>/</i> ///				
			振込口座情報であり、かつ、抽出されたデータについては、			
			基幹系のサーバ内でエクセルデータにパスワードを設定し、			
			特定の職員のみがアクセスできるよう管理するため、目的外			
			利用による保有個人情報の漏洩のリスクは非常に低いといえ			
			る。			
			3 そのため、保有個人情報を目的外利用することにつき本人			
			が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の			
) 						
連知						
			\			
			_			
			口業務を行う受託業者は、本庁舎敷地内において窓口業務			
	外部提供	無	を行うこととし、市職員の目の届く範囲内で業務を行うこ			
			とで外部提供した保有個人情報を持ち出すことができない			
			ような体制を構築すること、封入・封緘業務委託に当たっ			
			ては施錠できる場所で申請書等を保管することにより、外			
			部提供による保有個人情報の漏えいリスクは十分に低減さ			
			れているといえる。			
			加えて、高齢者物価高騰対策給付金の対象世帯の抽出及			
			び選定に当たっては、専門的な知識を要することから高齢			
			者物価高騰対策給付金システムを構築する受託業者がサポ			
			ートをする必要があること、一定の期間で多数の方から確			
通知	目用 外部提供	■無	基幹系のサーバ内でエクセルデータにパスワードを設定特定の職員のみがアクセスできるよう管理するため、目利用による保有個人情報を目的外利用することにつきが自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常立場から明らかであるといえる。 よって、本件については、同条同項ただし書を適用し的外利用にかかる通知は、不要といたしたい。 (理由) 1 条例第13条第5項の規定の趣旨は、外部提供される個人情報の本人に対し、自己情報コントロール権の仮び当該権利行使の機会の作出することにある。 2 しかし、本件においては、高齢障がい課の職員及びの勝対策給付金の給付事業の業務を担当する職員及びの務を行う受託業者のみが使用できるようにID及びパードを設定し、庁内ネットワークから独立させること、口業務を行う受託業者は、本庁舎敷地内において窓でうこととし、市職員の届く範囲内でとで外部提供した保有個人情報を持ち出すこととで外部提供した保有個人情報を持ち出することにある。とで外部提供した保有個人情報を持ち出することにある。とで外部提供した保有個人情報を持ち出すことに近端にきる場所で申請書等を保管することには、事時のな知識を要することがら、高齢者物価高騰対策給付金の対象世帯の抽りで選定に当たっては、専門的な知識を要することから、者物価高騰対策給付金の対象世帯の抽りで選定に当たっては、専門的な知識を要することがら、者物価高騰対策給付金システムを構築する受託業者が、			

狛江市個人情報保護審議会付議案件シート

【高齢障がい課】

		及びお問合せがる			
	- • •	つ丁寧な給付の実			
		間オペレータに給			_
		ること、膨大な量			
		び会計年度職員職			
	, .,	あることから、ス	本件の必要性	生は高いものであ)
	る。	1)))		le IB /II) se con con	
		由により、保有個			
		自己情報コントロ			
	7.00	立場から明らかで			
		、同条同項ただし	・書を適用し	、外部提供にかか	7
		要といたしたい <u>。</u>			_
■記録項目に設定する	保有個人情報の項	[目			
基本的事項	心身の状況	家族状况等	社 会	生生活	-
□識別番号 ■氏名	□健康状態	□家族状況	□職業	□職歴	
□本籍□□国籍	□病歴	□親族関係	□学歴	□学業	
■生年月日 □年齢	□身体の特徴	│□婚姻	□資格	□賞罰	
■性別 ■住所			□成績	□評価	
■電話番号			□財産	□収入	
■電子メールアドレス			□納税状況		
■口座情報			□公的扶助		_
その他の記録項目					
電子計算機処理によ	電子計算機処理によし【記録項目の設定、追加又は変更をする電子計算機処理の概要】				
る記録項目の設定, 高齢者物価高騰対策給付金システムで対象者の個人情報を係					
	高齢者物価高騰丸	対策給付金システム	ムで対象者の	個人情報を保有す	_
	n=	対策給付金システム	ムで対象者の	個人情報を保有す	_
	高齢者物価高騰丸	対策給付金システム	ムで対象者の	個人情報を保有す	_

令和4年 10 月 17 日 狛江市個人情報保護審議会 資 料 3

狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)骨子及び狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)骨子に対するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施概要

- (2) 意見提出方法 政策室への書面による提出、郵便による送付、ファクシミリに よる送信、電子メールによる送信、狛江市公式ホームページ専 用フォーム (LoGo フォーム) による送信
- 2. 意見等件数
 - (1)提出者数 1名
 - (2) 提出件数 5件
- 3. パブリックコメントの意見等及び市の取扱方針について 狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)骨子に対する意見

- (1) 狛江市がこれまで積み重ねてきた市民の個人情報保護に係る全国でも先進的な取り組みを維持し、発展させる。
- (2) 狛江市の収集・保有する個人情報は、狛江市民に関するものがほとんどであり、主体である市民の自己情報コントロール権を尊重し、担保できるように、新個人情報保護法の下での運用上の工夫を行う。
- (3) 行政への市民参加・市民協働の制度として、また個人情報保護施策へのチェック機関として、個人情報保護審議会が有効であることは、これまでの実績で実証されており、今後とも個人情報保護審議会を引き続き積極的に活用する。

市の取扱い方針(回答)

これまでの狛江市個人情報保護条例 で行ってきた運用をそのまま維持でき るよう今後も運用を工夫してまいりま す。

保有個人情報の目的外利用・外部提供については、これまでと概念が異なりますが、法における目的外利用・外部提供に当たる場合は、個人情報保護担当課へ届出を必要とすることで内部監督を行う予定です。届出のあった案件については、年1回個人情報保護審議会へ報告させていただき、公表する予定です。

また外部委託については、委託契約 時に法で求められる安全管理措置を規 定した個人情報の保護に関する特記仕 様書を締結し、委託先が必要な安全管 理措置をきちんと行ったかをチェック リストを提出させることで担保する予 定です。

以上の前提にたって、具体的には、 以下のような点が改正条例には必要だ と考える。

①審議会への事後報告

これまで審議会に事前に答申され、 個人情報保護の点から慎重な審議を行 なってきた、外部委託、外部提供、目 的外利用等の個別案件については、新 しい個人情報保護法の下では、審議会 は関与することはできない。

しかし、これらの案件のうち、「要配 慮個人情報」等を伴うものについては、 上記の自己情報コントロール権を担保 する観点から、事務局は審議会に事後 報告をするものとする。

また、報告された案件リストは市民 に公表する。

なお、必要な場合には、審議会は当 該部局から説明を求めることができる ものとする。

②個人情報記録・ファイルの作成、公

これまでも、市では個人情報取扱事 務・特定個人情報取扱事務一覧を作成、 公表してきた。今回国の個人情報保護 委員会の個人情報保護ファイル簿に基 準が共通化される。しかし、ファイル 簿作成基準外の1,000人以下の個人情 報ファイル、また紙ベースの個人情報 などもあり、継続性の点からも、従来 通りの事務一覧も作成し、公表するこ とがのぞましい。

1,000 人以上のものについては法の 個人情報ファイル簿の様式での管理が 求められているのでその通り運用を行 い、1,000人を超えないものについて は、市のこれまでの管理を引き続き行 っていく予定です。

3 ③死者の個人情報

義は生者の情報であり、死者の情報は

狛江市死者情報取扱規則は、狛江市 個人情報保護法では、個人情報の定|では死者の個人情報は保護に値しない という原則のもと、遺族の権利利益を 個人情報ではない。しかし、死者の「個人情報」は慎重に扱われるべきであり、 狛江市でも審議会の議論などを経て、

「狛江市死者情報取扱規則」で取り扱いのルールを定めている。

この点については、規則を一部改正 して継続するべきである。 侵害しないよう慎重に配慮して死者情報を取り扱うため、情報公開制度における特別な運用を定めたものです。

4 ④電子計算機処理等の運用について 狛江市の現行条例は審議会の所管事項 として、「(2) 電子計算機処理等の 運用に係る基本的事項に関すること。」 をあげている。

> 個人情報の漏洩紛失等は電子計算機 の運用管理の問題と不可分であり、個 人情報の保護と、電子計算機について の運用が合理的・適正に行われること と一体であることはいうまでもない。 その意味で、個人情報審議会が引き続 き市のシステム、ネットワークを第三 者的にチェックする機能をもつことを 重要である。IT化が進む中で、この チェック機能はますます重要になる。 しかし、チェックには一定の専門知識 も必要であることから、必要に応じて 専門委員の設置等も検討するべきであ ろう。

これまで個人情報保護審議会の所掌 事項の「電子計算機処理等の運用に関 する基本的事項に関すること」とは、 具体的には電子計算機処理により行う 保有個人情報の記録項目の設定、追加 又は変更並びに結合の禁止の例外を認 めるかどうかについてご審議いただい ておりました。しかし、法の下では個 人情報保護審議会がこうした諮問をい た裁量の範囲外となりますので、狛路 た裁量の範囲外となりますので、狛路 まえ、第三者としてのチェック機関の で、検討をしてまいります。

5 ⑤ 市議会

新個人情報保護法は議会については 適用範囲外となる。市議会についても 個人情報保護についての独自条例を制 定することが望ましい。

市議会においては、個人情報の保護 の適切な運用を図るため独自の条例を 制定する予定です。

令和4年10月17日 狛江市個人情報保護審議会 資料4

狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例 (案)

令和 4 年 月 日 条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)

- 第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令 (平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において、実施機関とは、市長並びに市 の教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員及び固定資産評価審査 委員会をいう。

(開示請求に対する決定手続)

- 第3条 法第83条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求があった日から7日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、法77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由 があるときは、法第83条第2項の規定にかかわらず、開示請求があった日から 30日以内に限り同項の期間を延長することができる。この場合において、実施 機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知 しなければならない。

(開示手数料等)

- 第4条 法第89条第2項に規定する手数料は、狛江市手数料条例(平成10年条例 第34号)の規定にかかわらず、原則として無料とする。
- 2 保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行う場合は、それに要する費用は請求者の負担とする。ただし、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該費用を減額し、又は免除することができる。

(訂正請求に対する決定手続)

- 第5条 法第94条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求があった日から7日以内に、必要な調査を行い、訂正請求者に対して、訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定(以下「訂正請求等」という。)をしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 法第94条第2項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。この場合において、第3条第2項中「開示」とあるのは「訂

正」と読み替えるものとする。

(利用停止請求に対する決定手続)

- 第6条 法第102条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、利用停止請求があった日から7日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求者に対して、利用停止請求者に係る保有個人情報等を利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 法第102条第2項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定は、利用停止決 定等について準用する。この場合において、第3条第2項中「開示」とあるの は「利用停止」と読み替えるものとする。

(狛江市個人情報保護審議会)

- 第7条 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴 く市長の諮問機関として、狛江市個人情報保護審議会を置く。
- 2 審議会は、狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例(平成25年条例第 18号)第13条第4項の規定による市長の求めに応じ、意見を述べるものとする。
- 3 審議会は、次に掲げる委員6人をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 市民 4人
 - (2) 学識経験者 2人
- 4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同様とする。
- 6 前各項に掲げるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規 則で定める。

(運用状況の公表)

第8条 実施機関は、個人情報保護制度の運用状況等について、毎年1回以上公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のための手続その他この 条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(狛江市個人情報保護条例の廃止)

第2条 狛江市個人情報保護条例(平成13年条例第1号。以下「旧条例」とい う。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際、現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)に対してなされている旧条例の規定による保有個

人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の際現に旧条例第42条の規定する狛江市個人情報保護審議会 (以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に第7 条第3項の規定による委嘱又は任命を受けたものとみなす。
- 3 次に掲げる者に係る旧条例第3条第3項並びに第45条第1項及び第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を 受けた業務に従事していた者
 - (3) この条例の施行前において指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が管理する市の公の施設の管理事務に従事していた者
- 4 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第42条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後もなお従前の例による。
- 5 この条例の施行により旧条例の規定がその効力を失う前にした旧条例の規定 に違反する行為に対する罰則の適用については、その失効後も、なお従前の例 による。
- 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第8号に規定する個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報について電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行 前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 第3項第2号及び第3号に掲げる者
- 7 前項各号に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 第4項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を

漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 9 法人の代表者、法人若しくは人の代理人又は使用人その他の従業者が、その 法人又は人の業務に関して、第6項又は第7項の違反行為をしたときは、行為 者を罰するほか、その法人又は人に対しても第6項又は第7項の罰金刑を科す る。
- 10 この条例の施行前に行った偽りその他不正の手段により、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報の開示をこの条例の施行後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。

◆国の法律(条例例)と市の条例案の対比

No.	項目内容	国	市
1	開示請求に対する決定手続	開示請求があった日から 30 日以内	開示請求があった日から7日以内
	延長する場合	さらに30日(トータル60日)	開示請求があった日から 30 日以内(ト
			ータル 30 日)
2	開示手数料	手数料は自治体で郵送料、印刷経費、事務	原則無料
		手続にかかる職員の人件費等の実費をべ	ただし、コピーを希望する際などは実費
		ースに設定可能	
3	訂正請求に対する決定手続	訂正請求があった日から30日以内	訂正請求があった日から7日以内
	延長する場合	さらに30日(トータル60日)	訂正請求があった日から 30 日以内(ト
			ータル 30 日)
4	利用停止請求に対する決定手続	利用停止請求があった日から 30 日以内	利用停止請求があった日から7日以内
	延長する場合	さらに30日(トータル60日)	利用停止請求があった日から 30 日以内
			(トータル 30 日)
5	個人情報保護審議会	第3章第3節(地方公共団体の施策)その	国のとおり
		他個人情報の適正な取扱いを確保するた	
		め専門的な知見に基づく意見を聴くこと	市の独自の規定として、「狛江市防犯カメ
		ができる。	ラの設置及び運用に関する条例」におい
			て市長の求めがあった場合を規定

 令和4年
 月
 日

 規則第
 号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、狛江市個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。 以下「法」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この規則において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。 (保護管理者等)
- 第3条 法第66条及び行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置 に関する指針(以下「指針」という。)に規定する総括保護責任者は、副市長 とする。
- 2 法第66条及び指針に規定する保護管理者は、個人情報を収集、管理及び利用している各課(狛江市組織規則(平成20年規則第3号)第2条に規定する課及び室、会計管理者の補助組織設置規則(昭和50年規則第3号)第1条第1項に規定する課、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第1項に規定する委員会の事務局又は事務局の課及び室並びに狛江市立公民館条例(平成5年条例第33号)第1条に規定する公民館及び狛江市立図書館設置条例(昭和51年条例第10号)第1条に規定する図書館をいう。)の長(以下「課長」という。)をもって充てる。
- 3 保護管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適正管理のための必要な措置を講ずるとともに、個人情報を取り扱う所属職員の指揮及び監督に努めなければならない。
- 4 保護管理者は、所属職員の中から保護担当者を指定し、自己の職務の一部を 分担させることができる。

(委託等の条件)

- 第4条 実施機関は、保有個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託するときは、委託契約書において委託先の事業者に対し安全確保の措置を要求するとともに、次に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。
 - (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
 - (2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (6) 個人情報の管理の状況についての検査に関する事項
 - (7) 前各号に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

- 2 実施機関は、保有個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託すると きは、委託先の事業者から次に掲げる事項を記載した書面の提出を求め、確認 するものとする。
 - (1) 委託先の事業者へ保有個人情報を法第69条第2項の規定により外部提供するときは次に掲げる事項
 - ア 提供先における当該保有個人情報の利用目的
 - イ 当該保有個人情報の取扱いに係る業務の根拠法令
 - ウ 当該保有個人情報について、利用する記録範囲、記録項目及び利用形態 等
 - (2) 委託先における責任者及び業務従事者
 - (3) 従事者についての管理体制及び実施体制
- 3 実施機関は、保有個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託すると きは、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先の事業者に おける個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認 するものとする。
- 4 委託先の事業者において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、実施機関は委託先の事業者に前3項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先の事業者を通じて又は実施機関自らが前項の措置を実施するものとする。この場合において、保有個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先の事業者が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 実施機関は、保有個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を派遣労働者 によって行わせるときは、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱 いに関する事項を明記しなければならない。

(目的外利用及び外部提供の手続)

- 第5条 法第69条第2項の規定により保有個人情報の目的外利用及び外部提供を 行う課長は、保有個人情報目的外利用・外部提供届出書(様式第1号)により 当該事案について起案し、個人情報に関する事務を所掌する主管課の課長(以 下「個人情報保護担当課長」という。)の合議を経なければならない。
- 2 保有個人情報目的外利用・外部提供届出書には、次の各号に掲げる事項を届 け出るものとする。
 - (1) 目的外利用及び外部提供を行う対象の保有個人情報を本来取り扱う事務 の名称
 - (2) 本来の保有個人情報の利用目的
 - (3) 保有個人情報の目的外利用及び外部提供により行う事務を所掌する主管 課の名称
 - (4) 保有個人情報の目的外利用及び外部提供により行う事務の名称及び内容
 - (5) 目的外利用及び外部提供を行う保有個人情報の記録項目
 - (6) 目的外利用及び外部提供を行う年月日
 - (7) 法第69条第2項第4号のその他保有個人情報を提供することについて特

別の理由があるときに当たる場合は、その理由

(8) 保有個人情報の目的外利用及び外部提供により行う事務を委託する場合 は、当該委託先の事業者等に対して付する条件

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第6条 法第75条第1項により作成し公表する個人情報ファイル簿の運用については、次のとおりとする。
 - (1) 個人情報ファイル簿の内容に変更が生じる場合は、当該事務の主管課長 は速やかに個人情報ファイル簿を修正し、グループウエアにより個人情報保 護担当課長へ提出するものとする。
 - (2) 新たに個人情報を取り扱う事務を行う場合は、当該事務の主管課長は速 やかに個人情報ファイル簿を作成し、グループウエアにより個人情報保護担 当課長へ提出するものとする。
 - (3) 個人情報保護担当課長は、年1回以上個人情報ファイル簿の内容を主管 課長に点検させることとする。
 - (4) 個人情報保護担当課長は、個人情報ファイル簿をとりまとめ、市公式ホームページへ掲載するものとする。

(個人情報取扱事務の届出)

- 第7条 実施機関は、継続かつ定型化して行う個人情報を取り扱う事務で対象者が1,000人未満のものを開始、変更又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務届出書(様式第2号)をグループウエアにより個人情報保護担当課長へ提出するものとする。
 - (1) 個人情報を取り扱う事務の名称
 - (2) 個人情報を取り扱う組織の名称
 - (3) 個人情報の利用目的
 - (4) 個人情報の対象者の範囲
 - (5) 個人情報の記録項目
 - (6) 個人情報の管理責任者
 - (7) 個人情報ファイルの名称
 - (8) 個人情報ファイルの利用目的
 - (9) 個人情報ファイルに記録される個人の範囲
 - (10) 個人情報ファイルに記録される個人情報記録の項目
- 2 実施機関は、前項の規定により届け出された個人情報を取り扱う事務を廃止 し、又は変更しようとするときは、あらかじめグループウエアにより個人情報 保護担当課長へ提出するものとする。
- 3 前 2 項の規定による届出は、実施機関の職員又は職員であった者に係る事務 については、適用しない。

(費用負担)

第8条 狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第 号。 以下「条例」という。)第4条の規定による保有個人情報の開示を写しの交付 の方法により行う場合の費用は、別表のとおりとする。

- 2 条例第3条第3項の規定により開示したものとみなす場合において、開示請求者が保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、規定の開示手数料を徴収する。
- 3 別表備考3に定める電磁的記録の写しの交付において同表に掲げる金額によりがたい場合は、当該記録媒体に係る費用を徴収する。
- 4 開示に際してプログラム(電子計算機又は行政情報機器に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)の作成 その他の特別の処理を必要とする場合には、当該処理に要する費用を徴収する。
- 5 前項の規定に基づき徴収する費用について、契約上の理由その他必要がある と認めるときは、その概算額を徴収する。この場合において、同項の特別の処 理の終了後精算して過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

(費用の減免)

- 第9条 条例第4条第2項ただし書に規定する規則で定める費用の減免の申請は、減免を受けようとする者が開示に係る費用減免申請書(様式第3号)に、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付して、これを市長に提出することにより行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに減免の可否を決定 し、開示に係る費用減免に関する決定通知書(様式第4号)により通知するも のとする。

(運用状況の公表)

- 第10条 条例第8条の規定による運用状況の公表は、次の各号に掲げる事項を広報紙に掲げる方法により行う。
 - (1) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の状況
 - (2) 請求に対する決定の状況
 - (3) 不服申立ての状況
 - (4) その他実施機関が必要と認める事項

(事務委任)

- 第11条 市長以外の実施機関は、次の各号に掲げる事務を市長に委任する。
 - (1) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の受理に関すること。
 - (2) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定の通知の送付に関すること。
 - (3) 保有個人情報の開示の実施(市長部局の窓口においてするものに限る。)に関すること。
 - (4) 個人情報の写しの作成に要する費用の徴収に関すること。
 - (5) 個人情報の処理についての苦情の申出の受理及び当該苦情の申出に対す る処理結果の通知の送付に関すること。
 - (6) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定についての 不服申立ての受理並びに当該不服申立てに対する裁決又は決定の通知の送付

に関すること。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

公文書	の種類	費用	徴収時期
文書、図画	及び写真	写し(単色刷り) 1 枚につき10 円	写しの交付のとき。
		写し(多色刷り) 1 枚につき50 円	写しの交付のとき。
マイクロフ	イルム	印刷物として出力したもの1 枚につき10円	写しの交付のとき。
電磁的記 光ディス 分に複写 オテープ したもの 及び録音 テープを		日本産業規格 X 0606及び X 6281 又は X 6241に適合する直径120 ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することが可 能なもの 1 枚につき50円	複写したものの交付のとき。
除く。)	その他	印刷物として出力したもの1 枚につき10円	写しの交付のとき。

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。
- 2 公文書の写し(マイクロフィルム及び電磁的記録の場合においては印刷物として出力したもの)を交付する場合は、原則として日本産業規格A列3番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 3 郵送料等写しの送付に要する費用は、実費とする。

保有個人情報目的外利用·外部提供届出書

(個人情報管理責任者)		
	₋ 宛て	
		(課長)

次のとおり保有個人情報を目的外利用することを狛江市個人情報の保護に関する法律施行規則第5条第1項の規定により、申請します。

目的外利用及び外部提供 を行う対象の保有個人情 報を本来取り扱う事務の 名称		
本来の保有個人情報の利 用目的		
保有個人情報の目的外利 用及び外部提供により行 う事務を所掌する主管課 の名称	溶	課
保有個人情報の目的外利 用及び外部提供により行 う事務の名称及び内容		
目的外利用及び外部提供 を行う保有個人情報の記 録項目		
目的外利用及び外部提供 を行う年月日		
法第69条第2項第4号の その他保有個人情報を提 供することについて特別 の理由があるときに当た る場合は、その理由		
保有個人情報の目的外利 用及び外部提供により行 う事務を委託する場合 は、当該委託先の事業者 等に対して付する条件		

 狛
 発第
 号

 年
 月
 日

個人情報取扱事務届出書

個人情報を取り扱う事務を 変更する 変更する 廃止した

る法律施行規則第7条の規定により、別紙のとおり届け出ます。

個人情報取扱事務届出事項(開始·変更)

届出番号			開始年月日	年 月	日	変更	年月日	年	月	日	
個人情報を取り扱う 組織の名称				部	:	課		-			
個人情報を取り扱う 事務の名称					個人情報	ファイルの	名称				
個人	情報の利	利用目的			個人情報ファイルの利用 目的						
個人 範囲	情報の	対象者の				けファイルに 人の範囲	記録				
	基本	的事項	心身の状況	家族状況等	社	会生活	収	集制限事項	ĺ	そ	の他
		川番号	□健康状態	□家族状況		□職歴	□思				座情報
個	□氏名		□病歴	□親族関係		□学業	□信			口そ	の他 *
人情!	□本第		□身体の特	□婚姻	1	□賞罰	口宗				
報	□国第		徴		1	□評価 □収入	口犯:	_罪 会的差別の	唱		
の								云的左所の となる社会			
記録項目								分に関する			
項	口住房				□趣味		項		1		
	□電討	舌番号					(収集	(理由)			
		子メール					1	令等*			
		ドレス					□その他*				
佃		的事項	心身の状況	家族状況等		会生活		集制限事項	(の他
個人	□ □ 職別	川番号	□健康状態 □病歴	□家族状況 □親族関係		□職歴 □学業	□思				座情報
人情報ファ	□氏な		□納歴 □身体の特			□子未□賞罰					の他 *
知			徴		1						
アノ	口生年		,,,,,			□収入		会的差別の	源		
イル	□年歯	冷			□納税	状況	因	となる社会	的		
	□性別				□公的			分に関する	事		
の記録項	口住所				□趣味		項				
項		舌番号						(理由)			
É		子メール ドレス						令等 * の他 *			
個人	1	管理責任			1			V) [E 11			
者	114 114										
		0.理形態	□電磁的記録	录 □電磁的	記録以外	□通付	言回線(こよる結合			
	情報の	主な収集	□本人	□本人以外							
先			□実施機関内								
			□他の実施機 □他の官公庁								
			□民間・私人								
			□その他*	•							
個人情報の経常的な		□無	□本人以外								
外部提供先			□実施機関内]							
			□他の実施機								
			□他の官公庁								
			□民間・私人□スの休ま								
从立	禾	指定管理	委託 □第	□その他 * □有	*						
		相足官垤 亍の有無	安託 □ □ = 代行 □ =								

様式第2号(第7条関係)

備	考
*を付した	た項目につ
いて具体的	的内容等を
記載	

個人情報取扱事務届出事項 (廃止)

届出番号		開始年月日	年	月	日	廃止年月日	年	月	日
個人情報を 名称	取り扱う組織の			部		課			
個人情報を 名称	取り扱う事務の								

開示手数料減免申請書

(実施機関)				
	宛て			
		住	所	
		氏	名	
		電話	番号	

狛江市個人情報の保護に関する法律施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり開示手数料の減免を申請します。

り開示于数科の演児を	- 中明 しみ y 。
開示をする保有個	
人情報の内容	
実施機関の決定内	□開示 □一部開示
容	Zpt.4 Z Appt.4
減 免 申 請 額	
写しの交付に	写しの交付 枚に係る手数料 円
	(不明の場合は記載不要)
込み額	
申 請 内 容	□減免(減免額 円) □免除
減免を求める理由	

備考

「減免を求める理由」が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることとする場合は当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合は当該事実を証明する書面を添付してください。

 第
 4

 第
 4

 4
 1

 4
 1

 4
 1

 4
 1

 4
 1

 4
 1

 4
 1

 4
 1

 4
 1

 4
 1

 4
 1

 4
 1

 4
 1

 4
 1

 5
 1

 6
 1

 7
 1

 8
 1

 9
 1

 1
 1

 1
 1

 1
 1

 1
 1

 1
 1

 1
 1

 1
 1

 2
 1

 2
 1

 3
 1

 4
 1

 5
 1

 6
 1

 7
 1

 8
 1

 8
 1

 9
 1

 1
 1

 1
 1

 1
 1

 1
 1

 1
 1

 1
 1

 1
 1

 1
 1

 1
 1

 1
 1

 1
 1

 1
 1

 1
 1

 1
 1

 1</

開示手数料減免に関する決定通知書

<u>_</u>	策	
		(実施機関)

年 月 日付けで申請のありました開示手数料の減免の申請について、狛江市個人情報の保護に関する法律施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

/L 0	50 1		. ~	0 0	/ 0						
開元	きをす	る保	有特定	定個							
人情	青報の	内容									
実施機関の決定内容					開示 □-	一部開示					
減免決定	2の対 €	象と	なる	開示	年	月	日付け狛	発第	号		
減免	包の対	象と	なる。	開示	写しの交付		枚に係る手	粉彩		円	
手		数		料	子しの文刊		父に於る丁	双1/1		1 1	
減	免	0	可	否	□減額する (減免後の □免除する □減免しない		料)	円			
担	当	部	署	名	電話番号	NI - I - N	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	内線	10)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日 以内に、書面で実施機関に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があった ことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、 狛江市を被告として(訴訟において狛江市を代表する者は(実施機関がした処分に係る狛江市 を被告とする訴訟について狛江市を代表する者を記載すること。)になります。)、処分の取消 しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算 して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消し の訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、 当該不服申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分 の取消しの訴えを提起することができます。

令和4年10月17日 狛江市個人情報保護審議会 資料5

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す る法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)の施行に関し必 要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)

- 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる実施機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる実施機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の実施機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。別表第1の右欄に掲げる事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。
- 2 別表第2の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関の保有するものを利用することができる。
- 3 実施機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度 で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって実施機関の保有するものを利 用することができる。

(開示請求に対する決定手続)

- 第4条 法第30条第1項において準用される個人情報の保護に関する法律(平成 15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第83条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求があった日から7日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有特定個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等をすることができないときは、法第30条第1項において準用される個人情報保護法第83条第2項の規定にかかわらず、開示請求があった日から30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

(開示手数料及び開示手数料の減免)

第5条 法第30条第1項において準用される個人情報保護法第89条第2項に規定 する手数料は、狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第

- 号。以下「狛江市個人情報保護法施行条例」という。)別表のとおりとし、個人情報の開示を写しの交付の方法により行う場合に徴収する。ただし、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該開示手数料を減額し、又は免除することができる。
- 2 実施機関が保有特定個人情報を開示するため、書面により開示をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合において、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上の期間を置いた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告しても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示したものとみなす。この場合において、開示請求者が保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、規定の開示手数料を徴収する。
- 3 既に納付された開示手数料は、還付しない。 (訂正請求に対する決定手続)
- 第6条 法第30条第1項において準用される個人情報保護法第94条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求があった日から7日以内に、必要な調査を行い、訂正請求者に対して、訂正請求に係る特定保有個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定(以下「訂正請求等」という。)をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 法第30条第1項において準用される個人情報保護法第94条第2項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。この場合において、第3条第2項中「開示」とあるのは「訂正」と読み替えるものとする。(利用停止請求に対する決定手続)
- 第7条 法第30条第1項において準用される個人情報保護法第102条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、利用停止請求があった日から7日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求者に対して、利用停止請求者に係る特定保有個人情報等を利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 法第30条第1項において準用される個人情報保護法第102条第2項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。この場合において、第3条第2項中「開示」とあるのは「利用停止」と読み替えるものとする。

(個人情報保護審議会への諮問)

- 第8条 特定個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときは、狛江市個人情報保護法施行条例第7条第1項により設置する狛江市情報公開審議会へ諮問することができる。 (運用状況の公表)
- 第9条 実施機関は、個人情報保護制度の運用状況等について、毎年1回以上公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のための手続その他この 条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 条例の廃止)

第2条 狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第19号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第3条 この条例の施行の際、実施機関に対して現にされているこの条例による 改正前の狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する条例(以下「旧条例」という。)の規定による特定保有個人情報の開示 請求、訂正請求及び利用停止請求は、法及びこの条例による改正後の狛江市行 政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条 例(以下「新条例」という。)の規定によるものとみなす。
- 2 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定により行った 処分、手続、その他の行為は、法及び新条例の相当する規定によって行ったも のとみなす。
- 3 旧条例の規定によるその職務上知り得た特定個人情報の内容をみだりに他人 に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の 施行後も、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)

実施機関	事務
市長	狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年条例第31号)による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第9号)による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で 定めるもの
市長	
市	狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年条例第33

長	号)によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で 定めるもの
市長	狛江市児童育成手当条例(昭和46年条例第41号)による児童育成手当の 支給に関する事務であって規則で定めるもの
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)の 規定による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第3条関係)

77737	別衣弟 2 (
実施機関	事務	特定個人情報							
市長	狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例による 乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則 で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの							
市長	狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する 事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの							
市長	狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等の医療費の助成に関する事務であって 規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの							
市	狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条 例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する	地方税関係情報であって規則で定めるもの							
長	事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係 情報であって規則 で定めるもの							
市	狛江市児童育成手当条例による児童育成手当の支 給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの							
長		児童扶養手当関係 情報であって規則 で定めるもの							

市長	東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都 条例第68号)による重度心身障害者手当の支給に 関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報で あって規則で定め るもの
市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東京都規則第12号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報で あって規則で定め るもの
	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定 による保護に準ずる措置に関する事務であって規 則で定めるもの	医療保険給付関係 情報であって規則 で定めるもの
		失業等給付関係情 報であって規則で 定めるもの
		職業訓練受講給付金支給関係情報であって規則で定めるもの
市長		小児慢性特定疾病 医療費支給関係情 報であって規則で 定めるもの
		療育給付支給関係 情報であって規則 で定めるもの
		障害児入所給付費 支給関係情報であ って規則で定める もの
		母子及び父子並び に寡婦福祉法(昭 和39年法律第129 号)に基づく資金 貸付等関係情報で

あって規則で定め るもの

自立支援給付支給 関係情報であって 規則で定めるもの

特定医療費支給関係情報であって規 則で定めるもの

生活保護関係情報 であって規則で定 めるもの

児童扶養手当関係 情報であって規則 で定めるもの

特別児童扶養手当 関係情報であって 規則で定めるもの

地方税関係情報で あって規則で定め るもの

養育医療給付等関係情報であって規 則で定めるもの

児童手当関係情報 であって規則で定 めるもの

介護保険給付等関係情報であって規 則で定めるもの

年金給付関係情報 であって規則で定 めるもの

特別障害給付金関係情報であって規 則で定めるもの

特別支援学校への 就学奨励に関年 は律(昭和29年 は律第144号)に基づ く経費支弁関係 報であって規則 定めるもの

学校保健安全法 (昭和33年法律第56 号)に基づく援助 実施関係情報であって規則で定める もの

休業補償等支給関係情報であって規 則で定めるもの

中国残留邦人等支 援給付等関係情報 であって規則で定 めるもの 狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す る法律施行施行規則

(目的)

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)の施行に関し必 要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(条例別表第1右欄等の規則で定めるもの)

- 第3条 狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(令和4年条例第 号。以下「条例」という。)別表第1 の右欄及び条例別表第2中欄で規定する規則で定めるものとして別表第1左欄に掲げる事務は、同表右欄に定める事務とする。
- 2 条例別表第2中欄で規定する重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるものは、別表第2重度心身障害者手当の支給に関する事務の項に定める事務とする。
- 3 条例別表第2中欄で規定する精神通院医療費の助成に関する事務であって規 則で定めるものは、別表第2精神通院医療費の助成に関する事務の項に定める 事務とする。
- 4 条例別表第2の右欄で規定する規則で定めるものとして別表第3左欄に掲げる情報は、同表右欄に定める情報とする。

(委託の条件)

- 第4条 実施機関は、電子計算機処理により特定個人情報を処理する事務の全部 又は一部を委託するときは、委託契約書に次の各号に掲げる事項を明記しなけ ればならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、 この限りでない。
 - (1) 特定個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
 - (2) 委託先における責任者及び業務従事者
 - (3) 従事者についての管理体制及び実施体制
 - (4) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - (5) 特定個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (6) 特定個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (7) 委託終了時における特定個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (8) 特定個人情報の管理の状況についての検査に関する事項
 - (9) 前各号に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 2 実施機関は、保有特定個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を委託するときは、委託する保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先の 事業者における特定個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査

等により確認するものとする。

- 3 委託先の事業者において、保有特定個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、実施機関は委託先の事業者に前3項及び前2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先の事業者を通じて又は実施機関自らが前項の措置を実施するものとする。この場合において、保有特定個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先の事業者が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 4 実施機関は、保有特定個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を派遣労働者によって行わせるときは、労働者派遣契約書に秘密保持義務等特定個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(目的外利用の手続)

- 第5条 法第30条第1項及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第2項第1号に基づき保有特定個人情報の目的外利用を行う課長は、保有特定個人情報目的外利用届出書(様式第1号)により当該事案について起案し、特定個人情報に関する事務を所掌する主管課の課長(以下「個人情報保護担当課長」という。)の合議を経なければならない。
- 2 保有個人情報目的外利用届出書には、次の各号に掲げる事項を届け出るもの とする。
 - (1) 目的外利用を行う対象の保有特定個人情報を本来取り扱う事務の名称
 - (2) 本来の保有特定個人情報の利用目的
 - (3) 保有特定個人情報の目的外利用により行う事務を所掌する主管課の名称
 - (4) 保有特定個人情報の目的外利用により行う事務の名称及び内容
 - (5) 目的外利用を行う保有特定個人情報の記録項目
 - (6) 目的外利用を行う年月日
 - (7) 保有特定個人情報の目的外利用により行う事務を委託する場合は、当該 委託先の事業者等に対して付する条件

(特定個人情報取扱事務の届出)

- 第6条 実施機関は、継続かつ定型化して行う特定個人情報を取り扱う事務を開始、変更又は廃止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した特定個人情報取扱事務届出書(様式第2号)をグループウエアにより個人情報保護担当課長へ提出するものとする。
 - (1) 特定個人情報を取り扱う事務の名称
 - (2) 特定個人情報を取り扱う組織の名称
 - (3) 特定個人情報の利用目的
 - (4) 特定個人情報の対象者の範囲
 - (5) 特定個人情報の記録項目
 - (6) 特定個人情報の管理責任者
 - (7) 特定個人情報ファイルの名称
 - (8) 特定個人情報ファイルの利用目的
 - (9) 特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲

- (10) 特定個人情報ファイルに記録される個人情報記録の項目
- (11) 特定個人情報を取り扱う事務(以下「特定個人情報取扱事務」とい う。)の開始又は変更の年月日
- (12) 特定個人情報の処理形態
- (13) 特定個人情報の主な収集先
- (14) 特定個人情報の経常的な利用の範囲又は提供先
- (15) 特定個人情報の処理の委託の有無
- (16) 特定個人情報の処理の指定管理者による代行の有無 (運用状況の公表)
- 第7条 条例第9条の運用状況の公表は、次の各号に掲げる事項を広報紙に掲げる方法により行う。
 - (1) 特定個人情報の届出の状況
 - (2) 電子計算処理により行う特定個人情報の記録項目及び処理状況
 - (3) 目的外利用の状況
 - (4) 保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の状況
 - (5) 請求に対する決定の状況
 - (6) 審査請求の状況
 - (7) その他実施機関が必要と認める事項

(事務委任)

- 第8条 市長以外の実施機関は、次の各号に掲げる事務を市長に委任する。
 - (1) 保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の受理に関すること。
 - (2) 保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定の通知の送付に関すること。
 - (3) 保有特定個人情報の開示の実施に関すること。
 - (4) 特定個人情報の写しの作成に要する費用の徴収に関すること。
 - (5) 保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又は保有特定個人情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求の受理並びに当該審査請求に対する裁決の通知の送付に関すること。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

条例別表第1で定める事務	規則で定めるもの
乳幼児の医療費の助成に関する事務	(1) 狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例 (平成5年条例第31号) 第5条の規定による医 療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実

	についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2)狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例 第8条第1項及び第2項の規定による届出の受 理、その届出に係る事実についての審査又はそ の届出に対する応答に関する事務
義務教育就学児の医療費の 助成に関する事務	(1) 狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第9号)第5条の規定による医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第9条第1項及び第2項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
高校生等の医療費の助成に関する事務	(1) 狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例(令和4年条例第一号)第5条の規定による 医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事 実についての審査又はその申請に対する応答に 関する事務 (2) 狛江市高校生等の医療費の助成に関する条 例第9条第1項及び第2項の規定による届出の 受理、その届出に係る事実についての審査又は その届出に対する応答に関する事務
ひとり親家庭等の医療費の 助成に関する事務	(1) 狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年条例第33号)第5条の規定による医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条第1項及び第2項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
児童育成手当の支給に関す る事務	(1) 狛江市児童育成手当条例(昭和46年条例第 41号)第6条の規定による受給資格及びその手 当の額の認定の申請の受理、その申請に係る事

実についての審査又はその申請に対する応答に 関する事務

- (2) 狛江市児童育成手当条例第8条の規定による手当額の改定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 狛江市児童育成手当条例第12条の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

外国人に対する生活保護の 実施に関する事務

条例別表第1右欄で規定する事務は次に掲げる事務とし、条例別表第2中欄で規定する事務は第1号から第4号まで、第8号及び第9号に掲げる事務とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準ずる 保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準ずる 保護の開始若しくは同条第9項の規定に準ずる 保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実 についての審査又はその申請に対する応答に関 する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準ずる職権による保護の開始又は同条第2項の規定に 準ずる職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条の規定に準ずる保護の 停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務
- (6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準ずる就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準ずる進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (8) 生活保護法第63条の規定に準ずる保護に要する費用の返還に関する事務
- (9) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1

項から第3項までの規定に準ずる徴収金の徴収 (同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準 ずる徴収金の徴収を含む。) に関する事務

別表第2(第3条関係)

条例別表第2で定める事務	規則で定めるもの
重度心身障害者手当の支給 に関する事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成27年東京都規則第176号)第3条第1項各号に規定する事務
精神通院医療費の助成に関 する事務	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の 利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関す る条例施行規則第4条第1項各号に規定する事 務

別表第3 (第3条関係)

条例別表第2右欄で定める 情報	規則で定めるもの
地方税関係情報	(1) 狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例第5条の規定による申請を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税に関する情報 (2) 狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例第8条第1項及び第2項の規定による届出を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税に関する情報 (3) 狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第5条の規定による申請を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税に関する情報 (4) 狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第9条第1項及び第2項の規定による申請を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税に関する情報 (5) 狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例第5条の規定による申請を行う者又は当該

者の配偶者に係る市町村民税に関する情報

- (6) 狛江市高校生等の医療費の助成に関する 条例第9条第1項及び第2項の規定による届出 を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税 に関する情報
- (7) 狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に 関する条例第5条の規定による申請を行う者又 は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道 府県民税に関する情報
- (8) 狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に 関する条例第8条第1項及び第2項の規定によ る届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶 養義務者に係る道府県民税に関する情報
- (9) 狛江市児童育成手当条例第6条の規定に よる申請を行う者又は当該者の配偶者に係る市 町村民税に関する情報
- (10) 狛江市児童育成手当条例第8条の規定に よる申請を行う者又は当該者の配偶者に係る市 町村民税に関する情報
- (12) 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供 に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定 する重度心身障害者手当の支給に関する申請若 しくは届出を行う者又は当該者の保護者に係る 市町村民税に関する情報
- (13) 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供 に関する条例施行規則第4条第1項各号に規定 する精神通院医療費の助成に関する申請若しく は届出を行う者又は当該者の保護者に係る市町 村民税に関する情報
- (14) 生活保護法第6条第2項の規定に準ずる 要保護者又は同条第1項の規定に準ずる被保護 者であった者に係る同法第19条第1項、第24条

	第1項及び第9項、第25条第第1項及び第2項、第26条、第55条の4第1項、第55条の5第1項、第63条、第77条第1項、第78条第1項から第3項まで並びに第78条の2第1項及び第2項の規定に準ずる事務に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
児童扶養手当関係情報	(1) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号) 第6条の児童扶養手当の受給資格及びその手当 額の認定の請求の受理、その請求に係る事実に ついての審査又はその請求に対する応答に関す る情報 (2) 児童扶養手当法第8条第1項の手当額の 改定の請求の受理、その請求に係る事実につい ての審査又はその請求に対する応答に関する情報 (3) 児童扶養手当法第16条の未支払の手当の 請求の受理、その請求に係る事実についての審 査又はその請求に対する応答に関する情報 (4) 児童扶養手当法第28条の届出の受理、そ の届出に係る事実についての審査又はその届出 に対する応答に関する情報 (5) 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生 省令第51号)第3条の届出の受理、その届出に 係る事実についての審査又はその届出に 係る事実についての審査又はその届出に 係る事実についての審査又はその届出に 係る事実についての審査又はその届出に 係る事実についての審査又はその届出に 係る事実についての審査又はその届出に対する 応答に関する情報
医療保険給付関係情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する 法律(昭和57年法律第80号)に基づく保険給付 の支給に関する情報
失業等給付関係情報	雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条第1 項の失業等給付又は同法第61条の6第1項の育 児休業給付の支給に関する情報
職業訓練受講給付金支給関係情報	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第7条第1項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報

小児慢性特定疾病医療費支 給関係情報	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の2 第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関す る情報
療育給付支給関係情報	児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に 関する情報
障害児入所給付費支給関係 情報	児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付 費の支給に関する情報
母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づく資金貸付等関係情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項、 第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附 則第3条若しくは第6条の資金の貸付け及び同 法第31条(同法第31条の10において読み替えて 準用する場合を含む。)の給付金の支給に関す る情報
自立支援給付支給関係情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律(平成17年法律第123号)第6条 の自立支援給付の支給に関する情報
特定医療費支給関係情報	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26年法律第50号)第5条第1項の特定医療費の 支給に関する情報
生活保護関係情報	生活保護法第19条第1項の保護の実施、第24条 第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護 の変更、第25条第1項の職権による保護の開始 若しくは同条第2項の職権による保護の変更、 第26条の保護の停止若しくは廃止、第55条の4 第1項の就労自立給付金の支給又は第55条の5 第1項の進学準備給付金の支給に関する情報
特別児童扶養手当関係情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
養育医療給付等関係情報	母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第1

	項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用 の支給に関する情報
児童手当関係情報	児童手当法(昭和46年法律第73号)第8条第1 項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の支給に関する情報
介護保険給付等関係情報	介護保険法(平成9年法律第123号)第18条第1 号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは 同条第3号の市町村特別給付の支給又は同法第 115条の45の地域支援事業の実施に関する情報
年金給付関係情報	国民年金法(昭和34年法律第141号)、私立学校 教職員共済法(昭和28年法律第245号)、厚生年 金保険法、国家公務員共済組合法(昭和33年法 律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)による年金である給付 の支給又は保険料の徴収又は年金生活者支援給 付金の支給に関する法律(平成24年法律第102 号)第25条第1項の年金生活者支援給付金の支 給に関する情報
特別障害給付金関係情報	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)第3条第1項の特別障害給付金の支給に関する情報
特別支援学校への就学奨励 に関する法律(昭和29年法 律第144号)に基づく経費 支弁関係情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条 の経費の支弁に関する情報
学校保健安全法(昭和33年 法律第56号)に基づく援助 実施関係情報	学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報
休業補償等支給関係情報	地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号) 第28条の休業補償、第28条の2第1項の傷病補 償年金、第29条第1項の障害補償年金又は第31 条の遺族補償年金の支給に関する情報

中国残留邦人等支援給付等関係情報

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立 の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第 14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実 施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改 正する法律(平成19年法律第127号。以下この項 において「平成19年改正法」という。) 附則第 4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後 の自立の支援に関する法律の一部を改正する法 律(平成25年法律第106号。以下この項において 「平成25年改正法」という。) 附則第2条第1 項の規定によりなお従前の例によるものとされ た平成25年改正法による改正前の中国残留邦人 等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律(この項において「旧法」と いう。)第14条第1項の支援給付、平成25年改 正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の 例によるものとされた旧法第14条第3項の支援 給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支 援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な 帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14 条第4項(平成19年改正法附則第4条第2項に おいて準用する場合を含む。)並びに平成25年 改正法附則第2条第1項及び第1項の規定によ りなお従前の例によるものとされた旧法第14条 第4項の規定によりその例によるものとされる 生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第 9項の変更、同法第25条第1項の職権による開 始若しくは同条第2項の職権による変更又は同 法第26条の停止若しくは廃止に関する情報

様式第1号及び様式第2号まで(省略)

保有特定個人情報目的外利用届出書

(個人情報管理責任者)		
	宛て	
		(課長)

次のとおり保有個人情報を目的外利用することを、狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第5条第1項の規定により、届け出ます。

目的外利用を行う対象の		
保有個人情報を本来取り		
扱う事務の名称		
本来の保有個人情報の利		
用目的		
保有個人情報の目的外利		
用により行う事務を所掌	部	課
する主管課の名称		
保有個人情報の目的外利		
用により行う事務の名称		
及び内容		
目的外利用を行う保有個		
人情報の記録項目		
目的外利用を行う年月日		
TH 37/14/11 & 11 7 1 71 H		
法第69条第2項第4号の		
その他保有個人情報を提		
供することについて特別		
の理由があるときに当た		
る場合は、その理由		
保有個人情報の目的外利		
用により行う事務を委託		
する場合は、当該委託先		
の事業者等に対して付す		
る条件		

 拍
 発第
 号

 年
 月
 日

狛江市長 宛て

(実施機関)

特定個人情報取扱事務届出書

特定個人情報を取り扱う事務を を要する 変更する ので、狛江市行政手続における 廃止した

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第6条の規定により、 届け出ます。

特定個人情報取扱事務届出事項(開始・変更)

届出番	号			開始年月日	年 月	目	変更	年月日	年	月	目		
特定個		を取り扱	部 課										
	人情報	を取り扱	特定個人情報ファイルの名称										
		の利用目											
	人情報	の対象者			特定個人	情報ファイ る個人の範							
	基本	的事項	心身の状 況	家族状況等		全活		集制限事項	ĺ	そ	の他		
特定個人情報の記録項目	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	普 普 手月 日 冷 川	□健康状態 態病歴□身体の特徴	□親族関係 □婚姻	□学歴 □資格 □成績 □財産 □納税状	□職業 □職歴 □学署 □対療歴 □学罰 □成績 □平収入 □財産 □収入 □納税状況 □公共・助 □趣味		□思想 □信条 □宗教 □犯罪 □社会的差別の 原因となる社 会的身分に関 する事項* (収集理由) □法令等*		□信条 □宗教 □犯罪 □社会的差別の 原因となる社 会的身分に関 する事項* (収集理由)			座情報での他
	基本	的事項	心身の状 況	家族状況等	社会	全活	収	集制限事項	ĺ	そ	の他		
記録項目 記録項目	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	普 手 月 日 一 一 子 ー ル ル	□健康状態 □ 健康状態 □ 身体 Ø 特徴	□親族関係 □婚姻	□職業 □学資成財納納 □財納公財納公 □地域 □地域	□学業 □賞罰 □評価 □収入 犬況	□思想 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		□ ?	座情報			
特定個.	人情報	の管理責											
-	人情報	の処理形	□電磁的記	□電磁的	的記録以外	□通	信回線	とによる結合	<u>}</u>				
特定個人情報の主な収 集先 □本人 □本人以外 □との実施機関内 □他の実施機関 □他の官公庁 □民間・私人 □その他* 外部委託・指定管理者 委託 □無 □有* による代行の有無 代行 □無 □有*													
備 *を付 いて具		考 目につ 容等を											
による(備 *を付	<u>代行の</u> る	有無 考 目につ		□他の官公月 □民間・私。 □その他* □番 □本	宁 人 「 *								

特定個人情報取扱事務届出事項(廃止)

届出番号		開始年月日	年	月	日	廃止年月日	年	月	日
特定個人情 織の名称	報を取り扱う組			部		課			
特定個人情 務の名称	報を取り扱う事								

個人情報及び特定個人情報の運用状況 ~令和3年度の運用状況~

1. 個人情報に関する開示請求等

令和3年度は、17件の保有個人情報の開示請求がありました。これらに対し、 全部を開示したものが11件、一部を開示したものが3件、非開示にしたものが 3件でした。

■令和3年度個人情報開示請求内容一覧

担当課	請求内容	決定	一部開示の理由
	▽印鑑登録証明書交付申請書	全部開示	
市民課	▽証明書コンビニ交付履歴	一部開示	第三者の個人情報
	▽住民票・戸籍請求履歴	非開示	不存在
	▽証明書発行履歴		
福祉相談課	▽相談・通報・届出受付票	全部開示	
高齢障がい課	▽福祉手当認定通知書	全部開示	
子ども政策課	▽相談記録	全部開示	
子ども発達支	▽支援記録	一部開示	第三者の個人情報
援課			
下水道課	▽排水設備計画	全部開示	
	▽特定施設使用届出書		
清掃課	▽歳入予算差引簿	一部開示	第三者の個人情報
1月 1市 中木	▽管理台帳	非開示	不存在
教育支援課	▽就学相談に係る資料	全部開示	

2. 特定個人情報に関する開示請求等

令和3年度は、特定個人情報の開示請求等は0件でした。

3. 狛江市個人情報保護審議会

令和3年度は、4回開催し、8件の諮問事項に対し審議の上、市長に答申しました。

いずれの場合にも、慎重な審議を行った上、個人情報の適切な取扱と適正な管理を徹底させることを条件に目的外利用、外部提供等を承認しました。

■令和3年度狛江市個人情報保護審議会諮問事項

担当課	諮問事項
未来戦略室	▽AI-OCR における全庁的な読込項目情報の外部提供及び外部提供に
	係る通知の要否について
市民課	▽戸籍システムのクラウドサービスの導入における保有個人情報の外
	部提供及び外部提供に係る通知の要否について
福祉政策課	▽令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に
	対する臨時特別給付金)の実施に伴う保有個人情報の外部提供及び
	外部提供に伴う通知の要否並びに記録項目の設定について
子ども政策課	▽狛江市高校生世代の医療費の助成事業の対象者抽出に伴う保有個人
	情報の目的外利用及び目的外利用に係る通知の要否並びに電子計算
	処理による記録項目の設定について
まちづくり推	▽狛江市空家等実態調査事務に係る保有個人情報の外部提供及び外部
進課	提供に係る通知の要否について
学校教育課	▽学校保健安全法に基づく健康診断における検診事業の委託の際の保
	有個人情報の外部提供及び外部提供に係る通知の要否について
情報政策課·納	▽AI-OCR における読込項目情報の外部提供及び外部提供に係る通知
税課・課税課	の要否並びに電子計算機処理による結合について
情報政策課・課	▽AI-0CR における読込項目情報の外部提供及び外部提供に係る通知の要
税課	否並びに電子計算機処理による結合について

4. 個人情報取扱事務

令和3年度は、新規の個人情報取扱事務が2件、内容に変更があった個人情報取扱事務が2件、削除となった個人情報取扱事務が1件となりました。

■新規・変更・削除個人情報取扱事務

区分	担当課	個人情報取扱事務				
新規	子ども政策課	若者相談事務				
利观		狛江市居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成金事業				
亦亩	課税課	ふるさと納税に関する事務				
変更	地域活性課	「絵手紙発祥の地一狛江」事業に係る事務				
削除	地域活性課	空き店舗活用に係る事務				

5. 特定個人情報取扱事務

令和3年度は、新規の特定個人情報取扱事務が0件でした。

課長決裁			2022年03月31日						
主管課			子ども刻	尿庭部子ども政策	策課				
届出の種類			個人情報	個人情報取扱事務届出					
届	出番号				35				
開	始年月日				2022年(04月01日			
変	更年月日								
個	人情報を取り扱う組	鼠織の名称			子ども刻	成庭部 子ども政	文策課		
個	人情報を取り扱う事	務の名称			若者相詞	炎事務			
個	人情報の利用目的				③ (相記	炎を受けるにあ	たって個人	(情報を聞き取るため)	
個	人情報等の対象者の)範囲			0				
個	人情報ファイルの名	治 称			若者相詞	炎台帳			
個	人情報ファイルの利	川用目的			③ (相語	炎を受けるにあ	たって個人	、情報を聞き取るため)	
個	人情報ファイルに記	記録される	個人の範[井	0				
	基本的事項	心身σ.)状況	家族丬	 伏況等	社会生	 活	収集制限事項	その他
 識別番号 健康状態 家務 親務 財産 対産 日 財産 対産 日 <		矢関係	職業 学歴 資格 成績 財産 財産 納税状況 公的扶助		□ 思想 □ 信条 □ 宗教 □ 犯罪 □ 社会的差別の原 因となる社会的 身分に関する事 項* (収集理由) □ 法令等* □ その他*	□ □座情報 ▽ その他*			
	基本的事項	心身σ)状況	家族丬	伏況等	社会生	活	収集制限事項	その他
個人情報ファイルの記録項目	識別番号✓ 氏本籍□ 生年第□ 性住電話子ドレス□ ではいる□ ではいる<td> 病歴</td><td>状態の特徴</td><td>✓ 家が─ 親が─ 婚如</td><td></td><td>□ 職業 □ 学歴 □ 資格 □ 成績 □ 財産 □ 納税状況 □ 公的扶助 □ 趣味</td><td></td><td>□ 思想□ 信条□ 宗教□ 犯罪□ 社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項*(収集理由)□ 法令等*□ その他*</td><td>□ □座情報✓ その他*</td>	病歴	状態の特徴	✓ 家が─ 親が─ 婚如		□ 職業 □ 学歴 □ 資格 □ 成績 □ 財産 □ 納税状況 □ 公的扶助 □ 趣味		□ 思想□ 信条□ 宗教□ 犯罪□ 社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項*(収集理由)□ 法令等*□ その他*	□ □座情報✓ その他*
個人情報の管理責任者 子ども家庭部子と				ども政策課	!長				
✓ 電磁的記録個人情報の処理形態✓ 電磁的記録以通信回線によ									
個人情報取扱事務届出書等 ファイル									
個	人情報の主な収集先	本/		本人以外 実施機 他の実		集先が本 <i>)</i> 第8条第2	人以外である場合の条例ね 2項 □ 1号 □ 2号*	根拠	

		□ 他の官公庁□ 民間・私人□ その他 *		□ 3号□ 4号□ 5号□ 6号*
個人情報の経常的な目的外利用の範囲又は外部提供先	○ 無	本人以外実施機関内✓他の実施機関他の官公庁民間・私人その他*	経常的な目的外利用又(条例 第12条 第2 項	は外部提供がある場合の条例根拠 ✓ 1号
外部委託・指定管理者による 代行の有無	委託 代行 ●)無		
備考 *を付した項目について 具体的内容等を記載	相談員の派	遣などの相談業務を委	託にて実施	
廃止年月日				

課長決裁			2020年03月31日						
主管課			子ども乳	子ども家庭部子ども政策課					
届出の種類			個人情報	個人情報取扱事務届出					
届出番号					36				
開					2020年(
変									
個	人情報を取り扱う組	織の名称			子ども乳	家庭部 子ども政策課			
個	人情報を取り扱う事	露務の名称			1	宝宅訪問型病児・病後児倪	· 保育利用料助成金事業		
個	人情報の利用目的				10				
個	人情報等の対象者の)範囲			10				
個	人情報ファイルの名	占 称			利用料即	助成金台帳			
個	人情報ファイルの利	川用目的			0				
個	人情報ファイルに記	記録される	固人の範	井	0				
$\overline{}$	基本的事項	心身 <i>σ</i> .)状況	家族岩	 伏況等	社会生活	収集制限事項	その他	
個人情報の記録項目	 図 人 大名 本籍 身体の特徴 帰如 財動 公 生年月日 記録 ✓ 性別 		矢状況 矢関係 因	職業 職歴 学歴 学歴 学素 賞都 評価 収入 納税状況 公的扶助 趣味	□ 思想 □ 信条 □ 宗教 □ 犯罪 □ 社会的差別の原 因となる社会的 身分に関する事 項* (収集理由) □ 法令等* □ その他*	✓ 口座情報○ その他*			
	□ 電子メール アドレス						て の列ビネ		
	基本的事項	心身σ)状況	家族岩	状況等	社会生活	収集制限事項	その他	
個人情報ファイルの記録項目	識別番号✓ 氏名本籍国 生年月日✓ 年前✓ 性所✓ 電電子ドレアドレス	♥ 健康 ▼ 病歴			矢状況 矢関係 因	職業 職歷 学歴 学業 資格 賞罰 成績 評価 財産 収入 納稅状況 公的扶助 趣味	□ 思想□ 信条□ 宗教□ 犯罪□ 社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項*(収集理由)□ 法令等*□ その他*	✓ 口座情報✓ その他*	
個人情報の管理責任者 子ども家庭部子と				家庭部子と	ども政策課	長			
■ 電磁的記録 個人情報の処理形態 ■ 通信回線によ				蓝的記録以					
	人情報取扱事務届出 アイル	出書等							
個人情報の主な収集先							艮拠		

		○ 他の官公庁○ 民間・私人○ その他 *		□ 3号□ 4号□ 5号□ 6号*
個人情報の経常的な目的外利用の範囲又は外部提供先	● 無	本人以外実施機関内他の実施機関他の官公庁民間・私人その他 *	条例 第12条 第2項	は外部提供がある場合の条例根拠 1号 2号* 3号 4号
外部委託・指定管理者による 代行の有無	委託 代行	●無 ○有*●無 ○有*		
備考 *を付した項目について 具体的内容等を記載				
廃止年月日				

課長決裁		2016年04月01日								
主管課				市民生活部課税課						
届出の種類				個人情報取扱事務届出						
届出番号				6						
-	<u></u>				+	 04月01日				
-	21)4月01日)4月01日				
-	<u>ニー/リロ</u> 人情報を取り扱う組					537 課税課 5部 課税課				
-	人情報を取り扱う機 人情報を取り扱う事						 事務			
-	人情報で取り返り事 人情報の利用目的	3330241131						 税考の管理		
-	人情報等の対象者の 人情報等の対象者の)新用			0, 2	611077E/8/X O	71.9 C CM	37/L日07日2 <u>年</u> /		
	人情報 人情報 ファイルの名				-	 :納税者ファイ	Ш			
-	人情報ファイルの利									
-	人情報ファイルに記		個人の節[#1	0, 0		71.9 C CW.	37/1600632/		
		1		1			<u> </u>			
	基本的事項	心身σ)状況 	家族和	犬況等 ————	社会生	E活 —————	収集制限事項	その他	
	識別番号		状態		矢状況	職業	職歴	思想	✓ □座情報	
個	▼ 氏名	病歴			英関係	学歴	学業	信条	│	
人情	本籍	身体 	の特徴	_ 婚姻	츼	資格	賞罰	宗教		
報	│					│	□ 評価 □ 収入	│ □ 犯罪 │ □ 社会的差別の原		
の記	▼ エギ/」口 ▼ 年齢							因となる社会的		
録	性別					□ 公的扶助		身分に関する事 項*		
項目	✓ 住所					趣味		(収集理由)		
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□					□ 法令等 *				
	▼ 電子メール							□ その他*		
<u> </u>	アドレス	\ \ \			I IN TO A TAT	*1. ^ //	_`~	10 # #100 	nl	
	基本的事項	心身σ			伏況等 	社会生		収集制限事項	その他	
個人	識別番号		状態		矢状況	職業	職歴	思想	✓□座情報	
情	▼ 氏名	病歴			英関係	学歴	学業	信条	│ □ その他*	
報フ	│		の特徴		즤	□ 資格	」賞罰 □ 評価	│		
ア	│						□₩入			
イル	▼ エー/」口 ▼ 年齢							因となる社会的		
の								身分に関する事 項*		
記録	☑ 住所					□趣味		(収集理由)		
項	✓ 電話番号							□ 法令等 *		
	▼ 電子メール							□ その他*		
느	アドレス		1							
個人情報の管理責任者 市民生活部課税詩				果長						
✓ 電磁的記録										
個人情報の処理形態 ✓ 電磁的記録以										
□ 通信回線によ			る結合 							
個人情報取扱事務届出書等ファイル										
個		<u></u>	●本/	ι	本人以外		集先が本々	 人以外である場合の条例4		
				`	実施機		列第8条第2			
						施機関		□ 2号*		

	□他の官公庁□ 民間・私人□ その他*□ 5号□ 6号*
個人情報の経常的な目的外利用の範囲又は外部提供先	 ●無 本人以外 実施機関内 他の実施機関 他の実施機関 他の官公庁 民間・私人 その他*
外部委託・指定管理者による 代行の有無	委託 ○無 ●有* 代行 ○無 ●有*
備考 *を付した項目について 具体的内容等を記載	・収納事務 株式会社トラストバンクの運営する「ふるさとチョイス」というポータルサイトにおいて、マルチペイメント決済手続きを利用し、寄附者が直接決済を行うことができるようにしている。 ※うちクレジットカード払いのみ、スルガカード株式会社が代行している。 ・寄附申込み 同ポータルサイトにて、寄附申出者が氏名、住所、生年月日、電話番号等を入力することで、その内容が同社の専用サーバーに蓄積され、寄附申し込み実績として任意にダウンロードできるようになる。 【株式会社さとふる】・収納事務 株式会社さとふるが運営する、ポータルサイト「さとふる」において、同社の指定納付受託者であるSBペイメントサービス株式会社とPayPay株式会社の決済手続きを利用し、寄附者が直接決済を行うことができる。 ・寄附申込み 同ポータルサイトにて、寄附申出者が、氏名、住所、電話番号等を入力することで、その内容が同社の専用管理システムに蓄積され、寄附申込みの実績は任意にダウンロードできる。・受領証明書発行委託 同ポータルサイトに寄附情報が登録されたものを対象とし、当該登録された日に翌日末日までに受領証明書を発送する。当受領証明書発行事務については株式会社アテナに株式会社さとふるが再委託をするものとする。
廃止年月日	

課長決裁			2020年04月01日								
主管課			市民生活	市民生活部地域活性課							
届出の種類					個人情報	個人情報取扱事務届出					
届	出番号				37						
開	始年月日				2020年(04月01日					
変	更年月日				2022年(04月01日					
個	人情報を取り扱う組	織の名称			市民生活	舌部 地域活性課					
個	人情報を取り扱う事	露務の名称			「絵手網	低発祥の地ー狛江」事業(こ係る事務				
個	人情報の利用目的				003	(絵手紙はがきの展示他)					
個	人情報等の対象者の)範囲			00						
個	人情報ファイルの名	4称			講演会师	芯募者名簿他					
個	人情報ファイルの利	川用目的			0						
個	人情報ファイルに記	記録される	固人の範	井	00						
	基本的事項	心身の)状況	家族物	犬況等	社会生活	収集制限事項	その他			
	□ 識別番号	□ 健康	状態	□ 家族	 矢状況	□ 職業 □ 職歴	思想	□□□座情報			
個	▼ 氏名	病歴		親族	英関係	□ 学歴 □ 学業	□ 信条	□ その他*			
人	□ 本籍	□ 身体	の特徴	□ 婚如	因	□ 資格 □ 賞罰	宗教				
情報	□ 国籍					□ 成績 □ 評価	□ 犯罪				
の	│ □ 生年月日					│ □ 財産 □ 収入	社会的差別の原				
記録	年齢					納税状況	因となる社会的 身分に関する事				
項	性別 性別					公的扶助	項*				
=	★ 住所					╽ 趣味	(収集理由) □ 法令等 *				
	■ 電話番号■ 電子メール					□					
	アドレス										
	基本的事項	心身の)状況	家族料	犬況等	社会生活	収集制限事項	その他			
個	□ 識別番号	□ 健康	状態	□ 家族	矢状況	□ 職業 □ 職歴	□思想	□ □座情報			
 情	▼ 氏名	病歴			英関係	学歴 学業	信条	□ その他*			
報フ	│ □ 本籍	身体	の特徴	_ 婚如	因	資格 賞罰	宗教				
ア	国籍					□ 成績 □ 評価	□ 犯罪				
イル	│					│	│				
の	🗸 牛勵					公的扶助	身分に関する事				
記録	☑ 住所					□ 趣味	項 * (収集理由)				
項	✓ 電話番号						□ 法令等 *				
目	□ 電子メール						□ その他*				
	アドレス										
個人情報の管理責任者 市民生活部地域活											
✓ 電磁的記録											
個人情報の処理形態 ✓ 電磁的記録以											
通信回線によ			る結合 								
	人情報取扱事務届出 アイル	出書等									
個	人情報の主な収集先		●本/		本人以外	キか収集先が木	人以外である場合の条例				
			() ()	`				2144			
			□ 実施機関内○ 条例第8条第2項□ 1号□ 2号*								

		○ 他の官公庁○ 民間・私人○ その他 *		□ 3号□ 4号□ 5号□ 6号*
個人情報の経常的な目的外利用の範囲又は外部提供先	● 無	本人以外実施機関内他の実施機関他の官公庁民間・私人その他*	条例 第12条 第2 項	は外部提供がある場合の条例根拠 1号 2号* 3号 4号
外部委託・指定管理者による 代行の有無	委託 代行	●無 ○有*●無 ○有*		
備考 *を付した項目について 具体的内容等を記載				
廃止年月日				